事例一覧

　以下に掲げる事例は，原則として本文中の事例と同じですが，一部，表現や体裁を変えている個所があります。

　これらは，練習問題として使うこともできますが，本文中の事例と同様に，字数を圧縮しているので，一義的な解答が導けないものもあります。基本的には，本文の理解の確認のために活用してください。

１．行政法総論

◇公法と私法

　次のそれぞれの場合に，Ｃは，ＤまたはＥ市に対し，自己の所有権を主張して，土地の返還を請求できるか。

case 301　Ａの農地がＣに譲渡されたが，所有権の移転登記はなされていなかった。後にＢ県知事は，その農地の買収処分を行って小作人Ｄに売り渡し，所有権の移転登記がなされた。

case 302　Ａの土地がＣに譲渡されたが，所有権の移転登記はなされていなかった。後にＡが租税を滞納したので，Ｂ税務署長は，その土地を差し押さえてＤに公売し，所有権の移転登記がなされた。

case 313　ＣがＥ市の市道の一部を占拠して，20年以上が経過したが，その部分の道路の形状は維持されている。

case 314　case 313で，もともとＥ市は道路の供用開始決定をしていなかった。

case 315　case 313で，E市は公用開始決定をしていたが，もともと道路用地はDが所有しており，Ｅ市はDとの間で賃貸借契約などを締結していなかった。

◇法律による行政の原理

case 401　租税の賦課徴収に法律の根拠は必要か。また，補助金の交付についてはどうか。

case 402　財務省設置法に基づいて新たな租税を課することはできるか。

case 403　全部留保説に立った場合，補助金適正化法は法律の根拠といえるか。

◇法の一般原則

　次のそれぞれの場合に，どのような法原則が問題になるか。

case 404　Ｂ市長は，Ａの固定資産について長らく非課税の扱いをしていたが，あるとき法令解釈の間違いであることに気付き，その資産に固定資産税を課すことにした。

case 405　Ａがジャズ喫茶を営業するために，Ｂ県知事に食品衛生法上の許可を求めたところ，Ｂ県知事は教育上好ましくないという理由で，これを拒否した。

case 406　ＡがＢ市に水道の供給を求めたところ，ＡがＢ市の行政指導に従わないことを理由として，Ｂ市は水道供給を拒否した。

case 407　Ｂ県公安委員会は，ドライバーＡが僅か10キロの速度違反をしたことを理由として，免許停止処分をした。

case 408　Ｂ大臣が職員Ａに対して懲戒処分を行うにあたって，Ａからまったく言い分を聴く機会をもたなかった。

◇行政行為の種類

case 409　ＡとＣが順に公衆浴場の営業許可を申請したところ，Ｂ県知事はＣに許可を与えたが，拒否処分をうけたＡが不満である。ＡがＣに対する営業許可の取消訴訟を提起したとき，どのような論点が問題になるか。

case 410　ＡとＣが，Ｂ県知事の認可をうけないで農地の売買をした。この売買契約は有効か。

◇行政行為の効力

　次のそれぞれの場合に，行政行為の一般的な効力として，いなかる効力が認められるか。

case 411　Ｂ県知事は地主Ａの農地の買収処分を行い，それを小作人Ｃに売り渡したが，その農地は買収処分の対象にならないものであった。

case 412　case 411で，買収処分後，１年半が経過した。

case 413　case 411で，買収処分をうけた地主Ａが頑として立ち退かない。

◇行政行為の瑕疵

　次のそれぞれの場合に，裁判所はどのような判断をすべきか。

case 414　case 411の農地買収処分は，本来，別の地主Ｄになされるべきものであったが，処分後１年半が経過した。

case 415　Ｂ村農地委員会は，小作人Ｃの申請があったと勘違いして，地主Ａの農地について買収計画を定めたが，実際にはＣの申請がないことが分かった。そこで同委員会は，職権で買収計画を定めたものとして，買収処分を行った。

case 416　case 415で，農地買収計画の縦覧期間が法令の定めよりも１日短かったが，実際にはその期間に関係者全員が縦覧をすませていた。

◇行政行為の職権取消しと撤回

　次の場合に，行政庁はどのような措置をとることができるか。

case 417　Ｂ県知事はＡに対して公衆浴場の営業許可を与えたが，後日，法令上の許可の基準がみたされていないことに気づいた。

case 418-1　公衆浴場の営業許可をうけたＡは，法令で定める衛生上の基準をみたさずに営業している。

case 418-2　同じくＡが，Ｃらの浴場の利用を理由なく拒否した。

◇行政行為の附款

case 419　Ｂ税務署長がＡの相続税の延納許可をするにあたって，「Ａが相続した土地の一部を市民公園として開放すること」という条件を付すことはできるか。

case 420　ＡはＣ国に抗議するために，Ｃ国大使館前を通るデモ行進の許可申請をしたところ，公安委員会は，「Ｃ国大使館を通らないルートで行うこと」という条件を付して許可をした。これに不満なＡは，どのような訴訟を提起すべきか。

◇行政立法

case 421-1　所得税法として，「政令に定めるところによって所得税を課する」という１条だけの法律を制定して，所得税を賦課徴収することはできるか。

case 421-2　小学校の教科書について，学校教育法34条１項は「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」と規定し，その詳細については政省令に委ねているが（同法142条），このような扱いに問題はないか。

case 422　case 421-2の省令で，戦前のような国定教科書を優先させる原則を定めたときはどうか。

case 423　旧物品税法は「遊戯具」を課税対象にしていたが，パチンコ球遊器については長らく課税されてこなかった。その後，国税庁長官から，パチンコ球遊器は「遊戯具」にあたる旨の通達が発せられたため，Ｂ税務署長は，その製造業者Ａに対して物品税の課税処分を行った。Ａが訴訟を提起した場合，どのような解決がなされるべきか。

case 424-1　Aがタクシー運賃の値上げ認可を申請したところ，国土交通省の出先機関であるB運輸局長は，同省本省の担当機関の通達に反する方法でAの申請の審査を行い，不許可処分をした。この処分は適法か。

case 424-2　Aがタクシー運賃の値上げ認可を申請したところ，国土交通省の出先機関であるB運輸局長は，もっぱら同省本省の担当機関の通達をもとにAの申請の審査を行い，不許可処分をした。この処分は適法か。

case 424-3　Aは，B県公安委員会から風営法上の許可を受けてパチンコ店を営んでいたところ，同委員会から営業停止処分を受けた。Aは，B県公安委員会が公にしている処分基準を超えた期間の営業停止がなされてたことに不満である。この処分は適法か。

◇行政契約

case 425　Ｂ県は，Ａ社との合意をもとに，法令に基づかずに，Ａ社の工場から出る有害物質の排出規制をすることにした。この合意は有効か。

case 426　Ｂ市の大規模な契約を，法令上求められた入札手続によることなく，随意契約によってＣ社との契約を締結した。この契約は有効か。

case 427　国営空港建設の反対運動を和らげるために，国土交通大臣が地主との間で，「国の機関は収用権限を発動しない」という契約を結ぶことはできるか。

case 428　地主ＡとＢ市の間で，「Ｂ市は，Ａの土地を賃料相場額の半額の賃料で借りる代わりに，Ａの固定資産税を半額にする」という契約を結ぶことはできるか。

◇行政指導

case 429　Ａが大型マンションを建設しようとしているので，Ｂ市は宅地開発指導要綱に基づいて，近隣住民の同意をとるように行政指導をしたが，Ａはこれに従わないでいる。Ｂ市は，Ａに対してどのような措置をとることができるか。

◇行政手続

case 430　成田空港の周辺において，国土交通大臣が告知・聴聞の手続を経ることなく，過激派の活動用の小屋の使用禁止命令を発することは，憲法31条に違反するか。

case 431　古着屋を営もうとしているＡが，Ｂ県公安委員会に対して古物営業許可の申請をした。この場合に，行政手続法は適用されるか。

case 432　case 431で，Ａの申請をうけたＢ県公安委員会は，どのような対応が可能か。また，事前にどのような措置を講じておくべきか。

case 433　case 431で，Ｂ県公安委員会は，Ａの申請の受理を拒否することができるか。また，応答を留保することはできるか。

case 434　許可を得て古着屋を営んでいるＡが法令違反をしたために，Ａに対する営業停止処分がなされようとしている。どのような手続が求められるか。

case 435　古着屋を営んでいるＡのもとに，Ｂ町長から，まちおこしのために古物市を開催する通知が届き，参加が求められていた。これに参加しないと，Ａは今後，行政上の不利益をうけるおそれがあるか。

case 436　有料老人ホームを設置しようとしている事業者Ａが，Ｂ県知事に対し，その届出をしたが，Ｂ県知事はＡが行政指導に従わなかったことから，届出を受理しないでいる。このような措置は許されるか。

case 437-1　個人情報を取り扱っている事業者Aが，不正な手段によって個人情報を取得していることから，B大臣は，Aに対し，個人情報保護法148条1項に基づき，個人情報の取得方法について勧告を行ったが，Aは，その取得方法に何ら問題がないと考えている。Aは，どのような措置を求めることができるか。

case 437-2　Aが建築物を建てたところ，近隣住民Cは，当該建築物が違法建築物であると考え，B市長が当該建築物の除却命令（建基法9条1項）を発動しないことに不満である。Cは，どのような措置を求められるか。

case 438-1　Ｂ税務署長はＡに対し，法令上要求される理由付記をしないで，内容的には正しい課税処分をした。Ａは，裁判所を通じて，当該処分の取消しを求めることができるか。

case 438-2　Ａ社のバス事業の免許申請をうけたＢ地方運輸局長は，法令上要求される公聴会を開催しないで拒否処分をした。Ａ社は，裁判所を通じて，当該処分の取消しを求めることができるか。

◇行政上の強制措置の種類

　次のそれぞれの場合に，どのような種類の強制措置が問題になるか。また，強制措置をとることは可能か。

case 439　Ｂ市長は，Ａに対して違法建築物の除却命令を発したが，Ａはこれを除去しないでいる。

case 440　Ｂ市が道路用地を取得するために，Ａの土地に対して収用裁決（明渡裁決）がなされたが，Ａはその土地を明け渡さないでいる。

case 441　Ｂ市長がＡに対して固定資産税の課税処分をしたが，Ａは租税を納付しないでいる。

case 442　case 439で，代執行がなされたにもかかわらず，Ａはその費用を納付しないでいる。

case 443　case 430で，過激派が建物の使用禁止命令に従わないので，国土交通大臣は，その建物を封鎖する措置をとった。

case 444　Ａは砂防指定地区で砂利を採取しているので，Ｂ県知事は採取禁止命令を発した。Ａがそれに従わないので，Ｂ県知事はＡに対し，１ヵ月ごとに１万円の過料を科すことにした。

case 445-1　Ａが建築確認申請をしないで建築物を建てた（金銭的な制裁の問題）。

case 445-2　古着屋を営んでいたＡの死後，Ａの遺族が許可証を返納しないでいる（同上）。

case 446　Ａが新型インフルエンザに感染したので，そのまん延を防止するために，Ｂ県知事はＡを強制入院させた。

case 447-1　Ａは砂防指定地区における砂利採取の許可をうけたが，その条件に違反して砂利採取をしているので，Ｂ県知事はその許可を撤回した。

case 447-2　case 429で，Ｂ市長は，宅地開発指導要綱に従わないＡの名前を公表しようとしている。

◇行政上の強制措置の諸論点

case 448　仮に国税徴収法の滞納処分の規定が存在しないとして，税務署長Ｂは，所得税の課税処分に従わないＡに対し，所得税法を根拠にして租税を強制徴収することができるか。

case 449　行政代執行の手続を一般的に簡略化するために，地方公共団体が独自に条例を制定することはできるか。

case 450　Ｂ市は，国の法令に定めのない建築制限を条例で定めた。その条例に基づく除却命令に従わない事業者Ａに対し，Ｂ市長は，行政代執行法の手続をとることができるか。

case 451　ＡがＢ市の固定資産税を納付しないでいるとき，Ｂ市長は，裁判所にＡの財産の差押えを求めることができるか。

◇行政調査

　次のそれぞれの場合は，どのような行政調査の類型に当てはまるか。また，法律の根拠なしに調査できるか。

case 452　Ｂ国税局査察部の査察官は，Ａの巨額脱税事件の調査のために，Ａの抵抗を排して書類を押収した。

case 453　Ｂ税務署の調査官は，所得税を少なく申告した疑いのあるＡに対し，質問検査をした。

case 454　警察官Ｂが，覚醒剤を所持している疑いがあるＡに対して職務質問をした。

◇行政調査の諸論点

　次のそれぞれの場合に，法的な問題点はあるか。

case 455　case 454で，警察官Ｂが職務質問に際して，Ａの承諾なしに所持品検査を行った。

case 456　case 453で，質問検査されようとしているＡは，裁判所の令状がないことを理由に，調査を拒否している。

case 457　Ｄ国税局査察部の査察官は，Ａに対してＢ税務署職員が行った税務調査の結果を，国税犯則調査に利用した。

case 458　Ａに対する税務調査の結果をもとに，Ｂ税務署長が課税処分をした。Ａは，課税処分の取消訴訟において，調査職員が身分証明書を提示しなかったことの違法性を主張しようと考えている。

◇情報公開

　次のそれぞれの場合に，どのような訴訟が提起されるべきか。

case 459　ＡがＢ大臣に対し，Ｃ社がＢ省からうけた補助金に関する情報公開を請求したが，Ｂ大臣は，Ｃ社に不利益をもたらす情報であるという理由で，不開示決定をした。

case 460　case 459で，逆にＢ大臣が開示決定をしたことに対して，Ｃ社が不満である。

◇個人情報保護

　次のそれぞれの場合に，開示請求は認められるか。

case 461-1　Ａは，Ｂ市長に対し，Ｂ市が保有するＡの個人情報について，個人情報保護制度によって自己情報の開示請求をした。

case 461-2　同じくＡは，自己情報について，情報公開制度によって開示請求をした。

２．行政訴訟

◇取消訴訟と民事訴訟の比較

　次のそれぞれの場合に，どのような訴訟が提起されるべきか。

case 501-1　ＡがＢに売り渡した土地を，ＢはさらにＣに売り渡した。その後Ａは，Ｂとの契約が詐欺に基づくものだと考えるようになった。

case 501-2　Ｂ県知事は，地主Ａの農地に対して買収処分を行い，小作人Ｃに売り渡した。ところがＡは，その農地が買収処分の対象にならないと考えている。

case 502-1　Ｂから「貸した100万円を返してほしい」といわれたＡは，強引な取り立てをうけて支払ったが，実際にはＢにお金を借りた覚えはない。

case 502-2　Ｂ税務署長から100万円の課税処分をうけたＡは，やむなく100万円を納付したが，課税されるべき事実はないと考えている。

case 503-1　民間企業Ｂ社に勤務しているＡは，懲戒解雇されたが，懲戒事由に当たる事実はなかったと考えている。

case 503-2　Ｂ大臣が職員Ａに対して懲戒免職処分を行ったが，Ａは，懲戒事由に当たる事実はなかったと考えている。

◇取消訴訟と他の抗告訴訟の関係

　次のそれぞれの場合に，どのような訴訟が提起されるべきか。

case 504-1　Ａが違法建築物を建てたので，Ｂ市長はその建築物の除却命令を発したが，Ａはこれに不満である。

case 504-2　Ｃが違法建築物を建てたのに，Ｂ市長がその除却命令を発しないので，近隣住民Ａは不満である。

case 505-1　Ｂ大臣は職員Ａに対して懲戒免職処分を行ったが，Ａは懲戒事由に当たる事実がなかったと考えている。

case 505-2　Ｂ大臣から不当な職務上の義務を課せられた職員Ａは，その義務に従わなかった場合にＢ大臣から懲戒処分がなされることを恐れている。

◇処分性

　次のそれぞれの場合に，取消訴訟は適法に提起できるか。

case 506　Ｂ市の市道を新設するためにＡの土地が必要になったので，Ｐ県知事の事業認定とＰ県収用委員会の収用裁決がなされた。Ａは，これらの措置に不満である。

case 507　Ａが建築確認申請をしたところ，Ｂ市の建築主事はこれを拒否した。

case 508　Ａが建築確認申請をしたところ，Ｂ市の担当者から，「宅地開発指導要綱に反するので建築しないでほしい」という指導をうけた。

case 509　Ａが建築物を新築した後，Ｂ市に対して水道供給の申込みをしたが，Ａが建築に際して行政指導に従わなかったことから，Ｂ市はこれを拒否した。

case 510　Ａが生活保護の申請をしたが，Ｂ市の福祉事務所長はこれを拒否した。

case 511-1　ＡとＢの間で締結された贈与契約に基づいて，ＡがＢに100万円の贈与を求めたところ，Ｂはこれを拒否した。

case 511-2　ＡがＢ大臣に100万円の補助金の申請をしたが，Ｂ大臣はこれを拒否した。

case 512-1　Ａが友人Ｂに預けていた100万円を返してもらおうとしたところ，Ｂはこれを拒否した。

case 512-2　Ａが法務局に供託した100万円の取戻しを求めたところ，供託官Ｂは，消滅時効を理由としてこれを拒否した。

case 513　Ａは，隣地でＢが操業する工場の騒音に悩まされており，工場の操業をやめさせたいと考えている。

case 514　Ａは，近隣でＢ市がゴミ処理場を建設しようとしていることに不満である。

case 515　Ａは，Ｂ市の市道の騒音に悩まされており，道路の供用をやめさせたいと考えている。

case 516　Ａは，国営空港の騒音に悩まされており，空港の供用をやめさせたいと考えている。

case 517　パチンコ球遊器が課税対象になるという通達が出され，課税処分をうけるおそれのある製造業者Ａは，これに不満である（case 423をも参照）。

case 518　Ａの建築確認申請に対して，消防長が同意を拒んだために，Ａは建築確認が得られていない。

case 519　Ａの所有地を含む地区について，Ｂ県知事は，都市計画法上の工業地区に指定した。Ａは，病院の建築ができなくなるので，これに不満である。

case 520　Ａの所有地を含む地区について，Ｂ市長は，第２種市街地再開発事業の事業計画を決定した。Ａはこれに不満である。

case 521　Ａの所有地を含む地区について，Ｂ市長は，土地区画整理事業の事業計画を定めたが，Ａはこれに不満である。

case 522　有料老人ホームを設置しようとしている事業者Ａは，Ｂ県知事に対し，その届出をしたところ，Ｂ県知事は，届出の受理を拒否した。

◇原告適格

　次のそれぞれの場合に，取消訴訟の原告適格は認められるか。

case 523　Ｂ税務署長から課税処分をうけたＡは，これに不満である。

case 524　Ａが建築確認を申請したところ，Ｂ市の建築主事はこれを拒否した。

case 525　Ｂ市長がＣの固定資産税を減免する決定をしたが，Ｂ市の住民Ａはこれに不満である。

case 526　Ｂ県知事がＣに対して質屋営業の許可を与えたが，すでに近隣で質屋営業しているＡは，これに不満である。

case 527　Ｂ県知事がＣに対して公衆浴場の営業許可を与えたが，すでに近隣で浴場を営業しているＡは，これに不満である。

case 528　総務大臣による唯一の放送免許を求めて，Ａ社とＣ社が申請をして，Ｃ社が免許をうけたが，Ａ社はこれに不満である。

case 529-1　Ｂ市の建築主事がＣに対して建築確認をしたが，近隣住民Ａはこれに不満である。

case 529-2　B県知事がCに対して開発許可を与えたが，近隣住民Aはこれに不満である。

case 530　経済産業大臣がＣ電力会社に対して原子炉設置許可を与えたが，近隣住民Ａはこれに不満である。

case 531　Ｂ県公安委員会がＣに対してパチンコ店の営業許可を与えたが，近隣住民Ａはこれに不満である。

case 532　Ｂ地方運輸局長がＣ鉄道会社の特急料金値上げを認可したが，その利用者であるＡは，これに不満である。

case 533　Ｂ市の市道廃止決定に対して，その市道を利用しているＡは不満である。

◇訴えの利益の事後消滅

　次のそれぞれの場合に，取消訴訟の訴えの利益は存続するか。

case 534-1　Ｂ県公安委員会から運転免許の停止処分をうけたＡは，その取消訴訟を提起したが，処分後，無事故・無違反のまま１年が経過した。

case 534-2　運転免許の取消処分をうけたＡが，その取消訴訟を提起したが，訴訟係属中に免許期間が満了した。

case 535-1　Ｂ大臣から懲戒処分として停職処分をうけたＡは，その取消訴訟を提起したが，訴訟係属中に停職処分の期間が満了した。

case 535-2　Ｂ大臣から懲戒免職処分をうけたＡは，その取消訴訟を提起したが，訴訟係属中にＡが市議会議員に立候補した。

case 536　Ｂ市の建築主事がＣに対する建築確認をしたところ，近隣住民Ａがその取消訴訟を提起した。訴訟係属中に建築物が完成し，検査済証の交付がなされた。

case 537　Ｂ市長がＡの建築物の除却命令を発したので，Ａはその取消訴訟を提起した。訴訟係属中に除却命令の代執行が完了し，更地になった。

case 538　Ｂ市の土地区画整理事業に不満なＡは，事業計画の取消訴訟を提起したが，訴訟係属中に事業が完了した。

case 539　運転免許の取消処分をうけたＡは，その取消訴訟を提起したが，訴訟係属中にＡが死亡した。

case 540　Ｂ県知事がＣに対して開発許可を与えたところ，近隣住民Ａはその取消訴訟を提起したが，訴訟係属中にＡが死亡した。

case 541　Ｂ大臣から懲戒免職処分をうけたＡは，その取消訴訟を提起したが，訴訟係属中にＡが死亡した。

◇出訴期間

　次のそれぞれの場合に，取消訴訟は適法に提起できるか。

case 542-1　Ａは国の補助金の交付をうけて事業を行っていたが，Ｂ大臣から補助金の返還命令をうけた。ところが，Ａは何かの間違いであると思って，通知を受け取った後７ヵ月間，これを放置した。

case 542-2　case 542-1で，Ａは海外出張で５ヵ月間不在にしていたので，その間は通知の存在を知らなかった。

case 543-1　Ｂ税務署長から課税処分をうけたＡは，何かの間違いだと思って，４ヵ月間，これを放置した。

case 543-2　case 543-1で，課税処分が人違いでなされたという事実が判明した。

◇被告適格・管轄裁判所

case 544-1　Ｂ税務署長の課税処分に応じて租税を納付したＡは，処分に納得できないので，課税処分の取消訴訟を提起しようとしている。誰を被告として提訴すべきか。

case 544-2　case 544-1で，Ａは，課税処分が無効であることを前提として，納付した税額分の不当利得返還請求訴訟を提起しようとしている。誰を被告として提訴すべきか。

case 545　大分県に居住するＡは，Ｂ大臣に補助金交付を申請したが，Ｂ大臣はこれを拒否した。Ａは，どの裁判所に提訴すべきか。

◇不服申立てとの関係（その１）

　次のそれぞれの場合に，取消訴訟に先立って不服申立てをすべきか。

case 546-1　ＡがＢ大臣に補助金交付を申請したところ，Ｂ大臣はこれを拒否した。

case 546-2　ＡはＢ大臣に対し，Ｃ社がＢ省からうけた補助金に関する情報公開を請求したが，Ｂ大臣は，Ｃ社に不利益をもたらす情報であるという理由で，不開示決定をした。

case 547-1　公務員Ａは，Ｂ大臣から懲戒免職処分をうけた。

case 547-2　case 547-1で，Ａは人事院に対して審査請求をしたが，不服申立期間が徒過していたので，審査請求が却下された。

case 547-3　case 547-1で，Ａは人事院に対して不服申立期間内に審査請求をしたが，不服申立期間を徒過しているとして却下された。

◇不服申立てとの関係（その２）

　次のそれぞれの場合に，どのような訴訟が提起されるべきか。

case 548-1　Ｂ大臣から懲戒免職処分をうけたＡは，人事院に対して審査請求をしたが，Ａの請求は棄却された。

case 548-2　case 548-1で，Ａは，人事院が口頭審理の手続をしなかったことに不満である。

case 548-3　case 548-1で，審査請求をうけた人事院は，免職処分を減給処分に変更する裁決をした。

◇無効確認訴訟

　次のそれぞれの場合に，無効確認訴訟は適法に提起できるか。

case 549　Ｂ県知事は，地主Ａの農地にについて買収処分を行い，それを小作人Ｃに売り渡した。Ａは，買収処分後１年半が経過してから，その処分が人違いでなされたことに気づいた。

case 550　公務員Ｂは，Ａ大臣からまったく根拠のない懲戒免職処分をうけて，１年半が経過した。

case 551　Ａは，Ｂ税務署長から課税処分をうけて租税を納付したが，１年半後に，課税処分が人違いでなされたことに気づいた。

case 552　Ａが喫茶店の営業許可申請をしたところ，Ｂ県知事から拒否処分をうけた。その後１年半が経過したが，Ａは当該拒否処分が無効であると考えている。

case 553　Ｃ電力会社に対して国土交通大臣の原子炉設置許可がなされて１年半が経過したが，近隣住民Ａは，同大臣には許可の権限がないと考えている。

case 554　Ｂ市の職員ＰがＣに対して建築確認を行い，１年半が経過したが，近隣住民Ａは，Ｐには建築確認を行う権限がなかったと考えている。

case 555　Ｂ税務署長から課税処分をうけたＡは，人違いであると考えて租税を納付せず，１年半が経過したが，滞納処分がなされることを恐れている。

◇無効確認訴訟の実際的意義

case 556　建築物の所有者であるAが，その建築物について，重大明白ではない瑕疵をおびた除却命令をうけ，当該命令の２ヵ月後にその無効確認訴訟を提起した場合，裁判所はどのように審理すべきか。当該命令に重大明白な瑕疵がある場合はどうか。

◇不作為違法確認訴訟

　次のそれぞれの場合に，不作為違法確認訴訟は適法に提起できるか。

case 557　Ａが建築確認の申請をしたところ，Ｂ市の建築主事はＡが行政指導に従っていないことから，応答を留保している。

case 558　Ａが生活保護の申請をしたところ，Ｂ市の福祉事務所長は応答しないでいる。

case 559　Ａが建築確認の申請をしたところ，Ｂ市の建築主事はこれを拒否した。

case 560　Ｃが違法建築物を建てたが，Ｂ市長はその除却命令を発しないので，近隣住民Ａが不満である。

◇義務付け訴訟

　次のそれぞれの場合に，義務付け訴訟は適法に提起できるか。

case 561-1　Ａが建築確認の申請をしたところ，Ｂ市の建築主事は，Ａが行政指導に従っていないことから，応答を留保している。

case 561-2　Ａが建築確認の申請をしたところ，Ｂ市の建築主事はこれを拒否した。

case 562-1　Ａが生活保護の申請をしたが，Ｂ市の福祉事務所長は応答しないでいる。

case 562-2　Ａが生活保護の申請をしたところ，Ｂ市の福祉事務所長はこれを拒否した。

case 563　Ｃが違法建築物を建てたが，Ｂ市長はその除却命令を発しないので，近隣住民Ａが不満である。

case 564　過大な所得申告をしたために所得税が過大に課される状態にあるＡは，Ｂ税務署長が減額更正処分することを求めたい。

case 565　Ｂ市長は，固定資産税を納税すべきＣに対し，固定資産税を減免する決定をしたが，Ｂ市の他の納税者Ａは，これに不満である。

◇差止訴訟

　次のそれぞれの場合に，差止訴訟（抗告訴訟）は適法に提起できるか。

case 566　公務員Ａは，Ｂ大臣から職務上の不当な指示をうけ，「指示に従わないと懲戒処分をする」といわれて困惑している。

case 567　Ａは，共同で事業を行っている夫Ｐに代わって所得税を納めなければならないところ，これを滞納したので，Ｂ税務署長が滞納処分としてＡの財産を差し押さえた。Ａは，その財産が公売されるのを阻止したい。

case 568　Ｂ市の福祉事務所長はＡの生活保護を決定したが，その後，同所長はこれを撤回しようとしている。

case 569　Ｂ市の建築主事がＣに対して建築確認をしようとしているが，近隣住民Ａはこれに不満である。

◇当事者訴訟

　次のそれぞれの場合に，どのような訴訟が提起されるべきか。

case 570　Ｂ大臣が職員Ａに対して懲戒免職処分を行ったが，Ａは懲戒処分が無効であると考えて，未払い分の給与を請求しようとしている。

case 571　Ｂ税務署長から人違いの課税処分をうけたＡは，いったん処分に従って租税を納付したが，納めた税金を取り戻したいと考えている。

case 572-1　有料老人ホームを設置しようとしている事業者Ａは，Ｂ県知事に対し，その届出をしたが，Ｂ県知事は届出の受理を拒否した。

case 572-2　旧物品税法に関する国税局長の通達が改められ，製造業者Ａは課税処分をうけるおそれがある。

case 573　Aは，B県知事から公衆浴場の営業許可の申請をするよう指導されたが，自分の浴場は公衆浴場には該当しないので，申請の義務がないと考えている。

case 574　農地買収処分に不満なＡは，買収処分が無効であると考えて，小作人Ｃから土地を取り戻そうとしている。

case 575　Ａの土地がＣ市の市道を新設するにあたって収用の対象になり，Ｂ県収用委員会の収用裁決がなされた。Ａは，収用されるのはやむをえないとしても，補償額が少なすぎると考えている。

case 576　case 575で，Ａは，そもそも自己の土地が収用の対象にはなりえないと考えている。

◇住民訴訟

　次のそれぞれの場合に，住民訴訟は適法に提起できるか。できるとすれば，どのような訴えか（何号請求かを明らかにすること）。

case 577　Ｂ市長は，Ｂ市の職員でないＣに対し，Ｂ市の給与を支出しようとしている。

case 578　Ｂ市長は，近親者Ｃに対する補助金交付決定を行い，まったく公益性のない補助金を交付しようとしている。

case 579　Ｃが納付すべき固定資産税について，Ｂ市長は課税処分をしようとしない。

case 580　case 577やcase 578で，実際にＢ市長がＣに対して公金の支出をした。

case 581　Ａは，Ｂ市が違法な契約を締結したことについて住民監査請求をしたが，その結果に不満であるので，同じ契約に基づく支出命令や支出について住民監査請求をしようとしている。

case 582　Ｂ市長の公金支出について，Ｄ市に住所をもちながらＢ市に固定資産税を納付しているＡが不満である。

case 583　Ｂ市長の公金支出について，Ｂ市に居住するＡが住民訴訟を提起したが，訴訟係属中にＡはＤ市に転出した。

case 584　Ｂ市長の公金支出について，Ｂ市に居住するＡが住民訴訟を提起したが，訴訟係属中にＡは死亡した。

case 587-1　Ｂ市長は，市道の管理を怠り，Ｃに占拠された状態にしている。

case 587-2　Ｂ市長は，市道の管理を怠って荒れるがままの状態に放置し，通行が困難な状態にしている。

case 588　Ｂ市長は，事業者Ｃに対し，市庁舎の一部をレストランとして使用する許可を与えたが，Ｂ市の住民Ａは，こうした使用方法に公共上の必要性がないと考えている。

◇住民訴訟と抗告訴訟の比較

　次のそれぞれの訴訟は，適法に提起できるか。

case 585-1　Ｃに対して課税されるべき固定資産税について，Ｂ市長が減免する決定をした。Ｂ市民であるＡは，減免決定の取消訴訟（抗告訴訟）を提起した。

case 585-2　case 585-1で，Ａは，減免決定の取消訴訟（住民訴訟）を提起した。

case 586-1　Ｂ市長が市道の廃止決定を行い，その用地を売却しようとしているので，その市道を使っている住民Ａは，市道廃止決定の取消訴訟（抗告訴訟）を提起した。

case 586-2　case 586-1で，Ａは，道路用地を売却する契約の差止訴訟（住民訴訟）を提起した。

◇住民訴訟における違法性

　次のそれぞれの場合に，住民訴訟の原告は勝訴しうるか。

case 589　Ｂ市が公民館の新築にあたって地鎮祭を行い，そのために公金を支出したが，Ｂ市の住民Ａは，地鎮祭が憲法上の政教分離の原則に反すると考えている。

case 590　B市は，Cとの間で違法に土地の売買契約を締結し，契約代金を支出する措置をとった。

case 591　B市長は，懲戒免職処分にすべき職員Cに対し，違法に分限免職処分をしたうえで，Cに退職金を支給する措置をとった。

case 592　 B市長は，B市の職員Cについて，法令に反して第三セクターに派遣したうえで，B市の給与を支給する措置をとった。

case 593　Ｂ市は，新しい市道の建設を違法に決定し，道路用地を買収した。

◇取消訴訟の審理（その１）

case 601　Ｂ大臣は，職員Ａが１月中に職務を怠ったとして，Ａに対する懲戒免職処分をした。その取消訴訟において，裁判所は，１月中の怠業が事実であるか否かについて，自ら証拠調べできるか。

case 602　case 601で，２月中の怠業の有無について，裁判所は自ら探索できるか。

case 603　Ｂ県知事が地主Ａに対して農地買収処分をしたので，Ａは，農地買収処分の取消訴訟とともに，小作人に対する農地返還請求訴訟を提起した。裁判所は，後者を前者の係属する裁判所に移送できるか。

case 604　Ｂ税務署長から課税処分をうけて納税したＡは，課税処分の取消訴訟と，納付した税額の不当利得返還請求訴訟とを，併合して提起できるか。

case 605　農地買収処分に不満な地主Ａは，その取消訴訟を提起した。小作人Ｃは訴訟参加できるか。

case 606　Ａは，Ｂ市の建築主事が近隣のＣに対して建築確認をしたことに不満であり，その取消訴訟を提起した。別の近隣住民Ｄは，その訴訟に補助参加できるか。

case 607　Ａの建築確認申請についてＤ消防長の同意が得られなかったので，Ｂ市の建築主事は拒否処分をした。Ａが提起した取消訴訟に，Ｄ消防長は訴訟参加できるか。

case 608　税務署長Ｂから課税処分（青色申告に対する更正処分）をうけたＡは，税額の計算方法が間違っていると考え，不服申立てを経て取消訴訟に及んだ。訴訟においてＡは，課税処分に理由付記がなかったことを，新たに主張できるか。

case 609　Ｂ税務署長は，ＡがＤ社との取引で100万円の収入を得ていたことを理由として，Ａに対する更正処分をした。Ａの提起した取消訴訟において，Ｂ税務署長は，Ｅ社からＡが同額の収入を得ていたことを主張して，処分を維持できるか。

case 610　Ｂ大臣は，職員Ａが交通事故を起こしたことを理由として，懲戒免職処分をした。その取消訴訟においてＢ大臣は，Ａが秘密漏洩をしたことを理由として，処分を維持できるか。

case 611　Ａの運転免許の交付申請に対して，Ｂ県公安委員会は，Ａがアルコール中毒者であることを理由として，拒否処分をした。その取消訴訟において同委員会は，Ａが過去に重大な法令違反行為をしたことを理由として，処分を維持できるか。

case 612　公務員Ａが飲酒運転をして事故を起こしたので，Ｂ大臣は，Ａに対して懲戒免職処分を行った。その取消訴訟をうけた裁判所は，Ｂ大臣の判断について全面的に審理できるか。

case 613　原子炉設置許可の取消訴訟をうけた裁判所は，審査の基礎とされた科学技術の理論の当否についても審理すべきか。

case 614　Ａのマンション建設計画に対して近隣住民が反対しているので，Ａの建築確認申請をうけたＢ市の建築主事は，建築確認を留保している。このような措置は，行政庁の裁量として認められるか。

case 615　滞納処分をうけたＡは，その取消訴訟において，「滞納処分にあたって，Ａの財産の抵当権者Ｃに対する通知がなされなかった」という違法事由を主張できるか。

case 616　原子炉設置許可の取消訴訟において，原告である近隣住民Ａは，「原子炉施設の作業者であるＣらに被爆のおそれがある」という違法事由を主張できるか。

◇取消訴訟の審理（その２）

case 617　Ｂ税務署長がＡに対して違法な課税処分をしてから１年半が経過したあと，Ａに対する滞納処分が適法な手続でなされた。Ａは，どのような争い方をすべきか。

case 618　Ｂ県知事が違法な事業認定をしてから１年半が経過したあと，Ｂ県収用委員会がＡに対する収用裁決を適法な手続で行った。Ａは，どのような争い方をすべきか。

case 619　地主Ａの農地について違法な買収計画がなされてから１ヵ月が経過したあと，その買収計画をもとにして，適法な手続で買収処分がなされた。Ａは，どのような争い方をすべきか。

case 620　Ａの建築確認申請をうけたＢ市の建築主事は，その当時の建築制限に反しているとして拒否処分をしたが，取消訴訟の係属中に建築制限が緩和され，Ａの建築確認が適法になしうる状態になっている。その取消訴訟をうけた裁判所は，どのような判決を下すべきか。

case 621　Ａに対する課税処分は，処分当時は違法であったが，その後の法改正によると適法な内容になっている。その取消訴訟をうけた裁判所は，どのような判決を下すべきか。

◇取消訴訟の判決（その１）

　次のそれぞれの場合に，どのような判決の効力が生ずるか。

case 622　Ｂ税務署長の課税処分に不満なＡは，いったん租税を納付した後で，課税処分の取消訴訟を提起し，勝訴判決を得た。

case 623-1　Ｂ大臣に補助金交付申請をして拒否決定をうけたＡは，その取消訴訟を提起して，拒否決定の取消判決を得た。

case 623-2　Ａの建築確認申請をうけたＢ市の建築主事は，Ｃ消防長の不同意を理由として拒否処分をしたが，後に拒否処分の取消判決が下された。

case 624　経済産業大臣がＣ電力会社に対して原子炉設置許可をしたので，近隣住民Ａはその取消訴訟を提起した。裁判所は，同大臣が法令上の諮問手続を経ずに許可したことを理由として，取消判決を下した。

◇取消訴訟の判決（その２）

case 625　地主Ａが，農地買収処分の取消訴訟で勝訴した。取消判決の効力は，農地の売渡しをうけた小作人Ｃに及ぶか。

case 626　Ｂ地方運輸局長がＤ鉄道会社の特急料金の値上げ認可をしたところ，これに不満な利用者Ａが，値上げ認可処分の取消訴訟を提起して勝訴した。取消判決の効力は，他の利用者Ｃにも及ぶか。

case 627　Ｂ会社に対する原子炉設置許可に不満な近隣住民Ａは，その取消訴訟を提起して勝訴した。取消判決の効果は，他の住民Ｃにも及ぶか。

case 628　地主Ａが農地買収処分の取消判決を得たが，Ａの農地の売渡しをうけていた小作人Ｃが不満である。Ｃは，どのような訴えを提起できるか。

case 629　Ａは，Ｂ市長を被告として，Ｃの違法建築物に対する除却命令の義務付け訴訟を提起し，勝訴判決（義務付け判決）を得た。判決の効力は，Ｃに及ぶか。

case 630　土地区画整理事業計画の取消訴訟が提起され，裁判所は事業計画が違法であると評価しているが，すでに事業が終了している。裁判所は，どのような判決を下すことができるか。

◇執行停止

case 631　幹線国道の予定地に土地を所有する地主Ａは，Ｂ県収用委員会の収用裁決に不満である。Ａは，どのような仮の救済が求められるか。

case 632　地主Ａの農地に対して，買収処分と売渡処分がなされた。Ａは，買収処分の執行停止によって，小作人Ｃから農地を取り戻すことができるか。

case 633　公務員Ａの懲戒免職処分の執行停止が認められたとき，Ａは，処分時から執行停止時までの給与を請求できるか。

case 634　case 631で，裁判所が収用裁決の執行停止を認めたが，内閣総理大臣は，この措置が公益上の観点からみて問題があると考えている。どのような措置がとられうるか。

◇執行停止以外の仮の救済

　次のそれぞれの場合に，どのような仮の救済が求められるか。

case 635-1　Ａが建築確認の申請をしたが，Ｂ市の建築主事は応答しない。

case 635-2　Ａが建築確認の申請をしたところ，Ｂ市の建築主事はこれを拒否した。

case 636　Ａが違法建築物を建てたが，Ｂ市長はＡに対する除却命令を発しない。近隣住民Ｃは，これに不満である。

case 637　公務員Ａは，Ｂ大臣の職務上の指示に従わないでいるので，懲戒処分をうけるおそれがある。

case 638　Ｂ市の福祉事務所長は，Ａの生活保護の決定をしたが，その後この決定を撤回しようとしている。

case 639　Ｂ市の建築主事がＣに対して建築確認をしようとしているが，近隣住民Ａはこれに不満である。

case 640　公務員Ａは，懲戒免職処分がなされてから１年半が経過した。これに不満なＡは，懲戒免職処分の無効を理由とした訴訟を提起したうえで，仮の救済を求めたい。

case 641　Ｂ県知事は，地主Ａの土地を買収して小作人Ｃに売り渡し，１年半が経過した。買収処分が無効であると考えるＡは，Ｃに対する訴訟を提起するとともに，仮の救済を求めたい。

case 642　Ｃ市の都市計画決定に基づいて，国道の建設工事がなされているが，近隣住民Ａはこれに不満である。

case 643　Ｂ県知事がＣ市に対して与えた公有水面（海面）の埋立免許に基づいて，Ｃ市が埋立工事を始めているが，近隣住民Ａはこれに不満である。

case 644　国営空港の供用に不満がある近隣住民Ａは，裁判所に仮の救済を求めようとしている。

３．行政不服審査

◇不服審査庁

　次のそれぞれの場合に，どの行政機関に対して不服申立てがなされるべきか。

case 701　国土交通大臣から委任をうけたＢ地方運輸局長は，Ａ鉄道会社の運賃値上げ申請に対し，拒否処分をした。

case 702　Ａ鉄道会社は，国土交通大臣から事業改善命令を受けた。

case 703　Ｂ市長がＡに対して固定資産税の課税処分をしたが，Ａは，自分の土地が課税対象にならないと考えている。

case 704　Ｂ地方運輸局長は，Ａ社の運賃値上げ認可の申請に対して応答しない。

case 705　Ｂ税務署長は，Ａに対して所得税の更正処分をした。

case 706　case 703で，Ａは，自己の土地が固定資産税の課税対象になることは認めるが，固定資産の評価額に不満がある。

case 707　国土交通大臣は，職員Ａに対して懲戒処分をした。

case 708　Ａは，Ｂ市長から違法建築物の除却命令をうけた。

case 709　Ｂ県知事は，乳製品の加工業者Ａに対し，甲製品の廃棄命令をした。

◇不服申立ての要件と審理

case 710　Ｂ市長がＣに対して固定資産税の減免決定をしたが，Ｂ市の住民Ａはこれに不満である。Ａの不服申立てにおいて，取消訴訟の場合とは異なった考慮がなされるか。

case 711　A鉄道会社が運賃値上げ認可の申請をしたところ，B地方運輸局長はこれを拒否した。A社は，審査請求をうけた国土交通大臣が処分庁において収集した資料を，閲覧できるか。

case 712　Ｂ地方運輸局長がＡ鉄道会社の事業許可を撤回したので，Ａ社は国土交通大臣に対して審査請求をしたが，Ａ社自身は仮の救済を求めていない。同大臣は，仮の救済をなしうるか。

case 713　Ａ鉄道会社は，Ｂ地方運輸局長に対して運賃値上げ認可を申請したが，申請が拒否されたので，国土交通大臣に審査請求をした。仮の救済はなされうるか。

case 714　case 713で，国土交通大臣はもっぱら書面で審理できるか。また，Ａ社が口頭で意見を述べる機会を求めた場合はどうか。

case 715　Ｂ市の住民Ａは，Ｂ市長がＣに対して固定資産税の減免決定をしたことに不満で，Ａ市長に不服申立てをした。Ａの申立ての利益の審理において，口頭意見陳述の機会は保障されるか。

case 716　case 713で，国土交通大臣が処分を正当とする心証を得て，裁決書の作成作業に入っていたところ，Ａ社から口頭意見陳述の請求がなされた。口頭意見陳述はなされるべきか。

case 717　固定資産評価審査委員会は，口頭審理外で行った調査結果を判断の基礎にすることができるか。

case 718　Ｂ大臣は，職員Ａが１月中に怠業したことに基づいて，懲戒免職処分を行った。その審査請求において，人事院は，１月中の怠業が事実であるか否かについて，自ら証拠調べをなしうるか。

case 719　case 718で，人事院は，２月中の怠業の有無について，自ら探索できるか。

◇不服申立てに対する裁決・決定

case 720　Ａ鉄道会社が1000円の運賃値上げ認可を申請したところ，Ｂ地方運輸局長は，700円の値上げ認可をした。Ａ会社の審査請求をうけた国土交通大臣は，500円の値上げ認可に変更すべしとする裁決をなしうるか。

case 721　国土交通大臣から事業許可を取り消されたＡ鉄道会社は，同大臣に審査請求をした。同大臣は，事業許可取消処分を事業停止命令に変更する決定をなしうるか。

case 722　Ｂ市長から建築物の除却命令をうけたＡは，Ｂ市の建築審査会に審査請求をした。同審査会は，除却命令を修繕命令に変更する裁決をなしうるか。

case 723　Ａ鉄道会社が運賃値上げ認可を申請したところ，Ｂ地方運輸局長は拒否処分をしたので，Ａ社は国土交通大臣に審査請求をした。同大臣は，値上げを認めてよいと判断している。どのような裁決がなされるべきか。

case 724　case 723で，Ｂ地方運輸局長が申請に対して応答しない場合はどうか。

case 725　公務員Ａに対する懲戒免職処分の不服申立てをうけた人事院が，原処分を減給処分に修正した。これに不満なＡは，どの処分を取消訴訟の対象にすべきか。

case 726　Ｂ税務署長は，Ａに対して重加算税の賦課決定をした。Ａの審査請求をうけた国税不服審判所長は，過少申告加算税だけを課すことを認める裁決をなしうるか。

case 727-1　Ｂ村農地委員会の定めた農地買収計画に不満な地主Ａは，同委員会に不服申立てをしたところ，棄却決定をうけた。納得できないＡは，小作人Ｃを被告として農地の返還を求める訴訟を提起できるか。

case 727-2　case 727-1で，裁決後１年を経過した場合，Ａの救済はありうるか。

case 728　Ｂ村農地委員会が農地買収計画に不満な地主Ａは，Ｄ県農地委員会に審査請求をして，認容裁決を得た。その後，Ｄ県農地委員会は，みずからの裁決を職権で取り消すことができるか。

case 729　Ｂ村農地委員会は農地買収計画を定めたが，地主Ａの不服申立てをうけて買収計画を取り消す決定をした。その後，同委員会は，再度同じ買収計画を定めることができるか。

◇教示制度

　次のそれぞれの場合に，不服申立ての教示がなされる必要はあるか。

case 730　Ａが開発許可の申請をしたところ，Ｂ県知事は，鉱業関係の調整を理由として，これを拒否した。

case 731　A市が厚生労働大臣に対して水道事業の認可を申請したところ，同大臣はこれを拒否した。

case 732　Ｂ県の行う土木事業について，Ｂ県はＡ市に対して事業費の一部負担を求める決定をした。

case 733　Ａ市が市営バスの経営許可を申請したところ，Ｂ地方運輸局長はこれを拒否した。

４．国家補償

◇国賠法１条関係

case 801　Ｂ市長であるＰは，Ａの建物の除却命令を発したので，Ａはやむなく建物を取り壊したが，後日，除却命令の要件をみたしていないことが明らかになった。Ｂ市の損害賠償責任が認められるとして，理論上，Ｐの責任は観念されるか（Pに対する賠償請求が認められるか否かについては，case 816参照）。

case 802　Ｂ市の市立小学校のプールで，体育の授業時間中，教員Ｐが十分な指導をすることなく児童Ａに飛び込みをさせて，Ａがケガをした。ＡはＢ市に対し，国賠法１条による請求（以下，本項目においては，単に「国賠請求」という）をすることができるか。

case 803　Ｂ県の職員が，公衆浴場の営業許可に関して誤った行政指導をしたために，申請者Ａが損害をうけた。ＡはＢ県に対し，国賠請求をすることができるか。

case 804　課税処分をうけたＡは，当該処分の取消訴訟を提起して勝訴判決（取消判決）を得たあと，当該処分による損害について国賠訴訟を提起した。裁判所は，違法性についてどのような判断をすべきか。

case 805　課税処分をうけたＡは，当該処分の取消訴訟を提起して敗訴判決（請求棄却判決）をうけたあと，当該処分による損害について国賠訴訟を提起した。裁判所は，違法性についてどのような判断をすべきか。

case 806　case 801で，Ａは，取消訴訟を提起しないで，国賠請求をすることができるか。

case 807　case 804で，Ａは，取消訴訟を提起しないで，税額分の国賠請求をすることができるか。

case 808　Ｂ市長がＣの違法建築物の除却命令を発しないことによって，近隣住民Ａが損害をうけたとき，ＡはＢ市に対して国賠請求できるか。

case 809　Ａは，厚生労働大臣から製造認可をうけたＣ社製の薬を服用していたが，その薬の副作用によって健康を害した。Ａは，同大臣が製造認可を撤回しなかったことが違法であると主張して，国賠請求できるか。

case 810　case 421の法律が制定され，それに基づいて課税処分がなされた場合に，これに不満なＡは，慰謝料等の国賠請求をなしうるか。

case 811　case 423で，仮に税務官庁の物品税法の解釈が間違いであった場合，営業損害をうけたＡは，どの公務員の行為に注目して国賠請求をすべきか。

case 812　Ｂ県の警察官Ｐが，非番中にピストルを持ち出して，制服制帽を着用のうえで発砲し，Ａにケガをさせた。Ａは，Ｂ県に対して国賠請求できるか。

case 813　税務署職員Ｐの自宅で，Ｐが知人Ａの所得税について誤ったアドバイスをして，Ａに損害を与えた。Ａは，国に対して国賠請求できるか。

case 814　Ｂ県の保健所での集団的な予防接種によって，児童Ａに事故が生じた。担当医師Ｐがその人なりに十分な注意を尽くしたといえれば，国賠法上の過失は否定されるか。

case 815　case 811で，課税処分を行った公務員Ｐが法令解釈を誤ったことについて，過失が認められるか。

case 816　case 801で，Ａは，Ｂ市長であるＰ個人に対して損害賠償を請求できるか。

case 817　case 812で，Ａは，警察官であるＰ個人に対して損害賠償を請求できるか。

◇国賠法２条関係

case 818　case 812で，国賠法２条の賠償責任が成立する余地はあるか。

case 819　落石が頻発していながら防護柵が設置されていなかったＢ県の県道において，落石事故が発生して，運転手Ａが負傷した。Ａは，Ｂ県に対して損害賠償を請求できるか。

case 820　Ｂ県の県道の道路自体の状態に異常はなかったが，予知しえない集中豪雨によって制御困難な土石流が発生し，通行していたＡの車が谷底に転落した。Ａの遺族は，Ｂ県に対して損害賠償を請求できるか（国賠法2条によるもの。以下，本項目において同じ）。

case 821　Ｂ県の県道に故障車が放置されたために，走行していた運転手Ａが負傷した。Ａは，Ｂ県に対して損害賠償を請求できるか。

case 822　Ｂ県の県道の防護柵に後向きに腰掛けていたＡが，誤って転落してケガをした。Ａは，Ｂ県に対して損害賠償を請求できるか。

case 823　Ｂ県の県道をＡのトラックが重量制限オーバーで走行していたところ，橋の倒壊で谷底に転落した。Ａの遺族は，Ｂ県に対して損害賠償を請求できるか。

case 824　トンネルの事故防止のための新しい安全設備が考案されたが，Ｂ県の県道上の甲トンネルには新設備が導入されていなかった。甲トンネルの事故によって運転手Ａに損害が生じたとき，国賠法２条の瑕疵は認められるか。

case 825　Ｂ県が管理する甲川が氾濫して，近隣住民Ａが被害をうけた。Ａは，Ｂ県に対して損害賠償を請求できるか。瑕疵の判断に際して，道路の場合と同じ判断基準が用いられるか。

case 826　Ｂ県の県道の供用によって，近隣住民Ａに騒音被害が生じている。ＡはＢ県に対し，損害賠償を請求できるか。

case 827　国営空港の騒音に悩まされている近隣住民Ａは，金銭的な救済を得たいと考えている。どのような救済が求められるか。

case 828　case 821で，Ｂ県が道路管理を怠る行為に注目して，国賠法１条による請求ができるとして，同法１条と同法２条のいずれの請求を優先すべきか。

case 829　case 812で，国賠法１条と同法２条のいずれの請求を優先すべきか。

◇国賠法３条関係

case 830　case 802で，Ａは，教員の給与を負担しているＣ県に対し，国賠法1条による損害賠償請求をすることができるか。

case 831　case 819で，道路管理者であるＢ県ではなく，費用の一部を補助している国に対し，国賠法2条による損害賠償請求をすることができるか。

case 832　case 830やcase 831で，Ａの国賠請求が認められた場合，どの行政主体が最終的に賠償額を負担すべきか。

◇損失補償関係（その１）

case 833　農地買収をうけた地主に対する補償額は，市場価格と完全に一致する必要があるか。

case 834　道路事業の用地取得のために土地収用がなされた場合，事業認定の時点を基準として補償額を算定することが許されるか。

◇損失補償関係（その２）

　次のそれぞれの場合に，Aの損失補償請求権は発生するか。

case 835　Ｂ市の条例によると，旧街道沿いの歴史的な街並みが残る甲地区では，建物の改築にあたって市長の許可が求められているが，甲地区の建物の所有者であるＡは，改築許可をうけられなかった。

case 836　Ａは，国立公園の特別地域内に別荘を新築するために，Ｂ県知事に対し，自然公園法に基づく工作物の新築許可申請をしたところ，不許可になった。

case 837　都市計画法上の市街化調整区域において，地権者Ａは，新たな建築物を建てられないでいる。

case 838　Ｂ市の市道の存在によって，消防法関係の規制上，Ａは，新たな石油貯蔵タンクを設置できないでいる。

case 839　Ｂ市の市道拡張工事に伴って，消防法関係の規制上，Ａは，既存の石油貯蔵タンクの移転を強いられた。

case 840　Ｂ市長は，市役所の庁舎の一部について，Ａに１年間の使用許可を与え，職員食堂を営業させていたが，市役所の業務に使う必要が生じたので，半年後に許可を撤回した。

case 841　Ｂ市は，市道の一部について，Ａが露天商を行うために１ヵ月の占用許可を与えたが，道路工事に障害が出てきたので，半月で許可を撤回した。

case 845　過疎地のＢ村は，村の活性化のためにＡ社の工場を誘致しようとして積極的に働きかけ，Ａ社が工場整備の準備を始めていた。その後，Ｂ村の方針が変更され，Ａ社は工場の建設ができなくなった。

case 846　Ｂ村の山林地域に村道が建設されるという計画を知ったＡ社は，観光事業を行うために土地を購入したが，その後，Ｂ村の計画が白紙に戻された。

◇損失補償関係（その３）

case 842　case 835で，条例に補償の規定がない場合，Ａは，憲法29条３項に基づいて補償を求めることができるか。

case 843　農地買収処分をうけた地主Ａは，買収処分と同時に補償を求められるか。

case 844　ダムの建設に伴う土地収用によって生活基盤が奪われたＡは，生活環境の整った代替地や新たな仕事のあっせんを請求できるか。

以上